

京都市告示第12号

京都市文化会館条例第12条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市北文化会館、京都市東部文化会館、京都市右京ふれあい文化会館、京都市西文化会館ウエスティ及び京都市呉竹文化センターの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	京都市左京区下鴨半木町1番地の26	<ol style="list-style-type: none">1 京都市文化会館条例（以下「条例」という。）第2条第3項の規定による専らスポーツのための施設の提供を行う日の決定に関する事。2 条例第4条の規定による使用許可に関する事。3 条例第11条の規定による原状回復の検査に関する事。4 京都市北文化会館、京都市東部文化会館、京都市右京ふれあい文化会館、京都市西文化会館ウエスティ及び京都市呉竹文化センター（以下「文化会館」という。）を設置目的に従って利用に供すること。5 文化会館の施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。6 前各号に掲げるもののほか、文化会館の管理等に関し、市長が必要と認める事項

(文化市民局文化部文化課)